

第717回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年 4月 10日（火） 12時より

2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)大韓民国又は中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する
不当廉売関税の課税について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (2)加工再輸入減税制度の運用改正について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (3)輸出入関係取扱品目分担一覧表の改正について
業務部 小笠原首席関税鑑査官
 - (4)平成 29 年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について
業務部 小林知的財産調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <u>平成30年5月8日(火)</u> 12:00～</p> <p>開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp</p>
--

大韓民国又は中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する 不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税について

2018年3月30日

関税定率法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。）のうち炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。以下「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）であって、大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令に基づき、平成30年3月31日（土）から平成35年3月30日（木）まで不当廉売関税が課されます。

なお、品目改正（統計細分の改正）に伴い、平成30年4月1日（日）から対象となる品目コードが「7307.93-010」に変更されますのでご注意ください。

改正前：7307.93-0000

改正後：7307.93-0103

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）
大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産炭素鋼製突合せ溶接式継手
（7307.93-010）

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S008001	69.2	大韓民国産
S008002	41.8	大韓民国産（政令で定められた生産者により生産されたもの）
S008003	57.3	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産

参 考

- ・財務省告示第83号（平成30年3月30日）
- ・「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」政令第121号（平成30年3月30日）
- ・個別通達「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて」財関第1711号（平成29年12月27日）（改正 財関第437号 平成30年3月30日）

出 後				出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
73.01	[略]			73.01	[同左]		
>							
73.06	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			73.06	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
73.07							
	[略]				[同左]		
7307.11	[略]			7307.11	[同左]		
>							
7307.29	－その他のもの			7307.29	－その他のもの		
7307.91							
7307.92	[略]			7307.92	[同左]		
7307.93	<u>－継手（突合せ溶接式のものに限る。）</u>			7307.93	<u>－継手（突合せ溶接式のものに限る。）</u>		
	010	<u>－炭素鋼製のもの（第72類の注1（d）の鋼を材料として製造されたものうち、第72類の注1（f）のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。）</u>					KG
	090	<u>－その他のもの</u>					KG
7307.99	[略]			7307.99	[同左]		
73.08	[略]			73.08	[同左]		
>							
73.26	[略]			73.26	[同左]		
[略]				[同左]			

均用尺を算出するため、各サイズの用尺及び契約数量をマーキング仕様書の余白に記載する。

(5) 用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合

イ 裁断報告書の提出

裁断報告書は、本邦から輸出した表生地（副資材を除く）を加工仕様書等に従って裁断した結果報告書である。

表生地を用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合は、裁断報告書の提出により裁断報告書の実績をもとに用尺を確認することとし、疎明できれば実裁断数量に基づき減税計算をする。

ロ 裁断報告書の具体的な記載事項

現地の加工業者が作成したもの（メール等を含む）とし、記載事項は以下のとおりとする。

- ・ 加工業者の代表者若しくは責任者等の氏名
- ・ 契約番号、スタイル番号
- ・ 主要輸出原材料の搬入数量及び裁断数量
- ・ 製品の製造数量（必要に応じ記載）
- ・ 残余生地等の有無及び処分方法（必要に応じ記載）

11. 生地見本等

生地見本等は、本邦から輸出した原材料を使用して製造した製品であるかどうかを確認するため提出しているものである。

したがって、輸入申告時には、確認申告書、生地見本等を用いて、基本通達8-5(7)の規定に基づいて確認を行う。

なお、輸出時に生地見本を提出せず、生地規格書等により税関の確認を受けた場合は、輸入時には生地見本の提出は要しない（ただし、輸出時の税関審査において、追加資料として生地見本の提出を要した場合を除く）。

12. 分割輸入される場合の提出資料の取扱いについて

同一製品が分割輸入される場合における前記9.～11.に掲げられた加工仕様書等の資料の取扱いについて、初回に用尺（加工内容）等を確認したものについては、以後の各輸入申告時に当該資料の提出を求めることのないように留意する。

13. 暫定法第8条の制度の適用を受けることなく輸入通関した場合

加工又は組立の契約に基づき、税関の確認を受けて輸出した貨物が、製品の輸入通関を急ぐ等の理由により、本制度の適用を受けることなく輸入通関した場合は、附属書の裏落しは不要とし、暫8適用に係る関係書類の提出及び添付は必要ない。

なお、輸入の際に、暫定法第8条の適用を受けることなく輸入通関したことを理由とした許可の取消し及び更正請求はできない。

(1) 次回輸入分について本制度の適用を受ける場合

次回輸入分について暫8の適用を受ける場合には、次回輸入申告時に、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績」に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」をそれぞれ記載させ、裏落しの

Q3 - 7 税関による申告の審査の過程において原本を税関に提出する必要がある特定の関係書類にはどのようなものがあるか。

A 税関による申告の審査の過程において関係書類の原本を書面で提出する必要があるものは、例えば、次のような書類です。

関税法第70条に規定する他法令確認書類

- ・ ワシントン条約附属書に掲げる動植物に係る「輸出許可書」及び「再輸出証明書等」
- ・ 輸出貿易管理令に係る「輸出許可証」(貿易管理サブシステムを利用した場合を除く)
- ・ くろまぐろ、みなみまぐろ又はめかじきに係る「漁獲証明書」、「統計証明書」又は「再輸出証明書」

関税定率法等に基づく関税等の減免税の書類

- ・ 関税定率法第16条に係る「簡易通関依頼書」

Q3 - 8 関税定率法第16条の適用を受けるために、「簡易通関依頼書」を書面で税関に提出する場合であっても自由化申告を行うことは可能か。

A 「簡易通関依頼書」については、税関による申告の審査の過程においてその原本を書面で提出する必要がある書類であるため、これを書面で税関に提出して自由化申告を行うことができます。

Q3 - 9 関税暫定措置法第8条(加工再輸入減税制度)に係る関係書類として、生地見本を税関に提出する場合は、自由化申告を行うことが可能か。

A 関税暫定措置法第8条(加工再輸入減税制度)に係る関係書類として生地見本を税関に提出する場合は、自由化申告を行うことができませんが、生地見本の提出に代えて、生地の規格等の同一性の確認に必要な事項を記載した確認申告書(その添付書類を含む。)をMSX業務を利用して税関に提出する場合は、自由化申告を行うことができます。

また、輸出時に確認申告書を書面で税関に提出し自由化申告を行わなかった場合であっても、輸入時にその確認申告書をMSX業務を利用して税関に提出するときは、自由化申告を行うことが可能です。

さらに、輸出時に再輸入の確認のための措置として生地見本を提出した場合であっても、特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告については、生地見本の提出省略が認められているため(関税暫定措置法基本通達8-12(2)ロ)、生地見本を提出することなく、その他の通関関係書類をMSX業務を利用して提出する場合は、当該輸入申告については自由化申告を行うことは可能です。ただし、輸入時に自主的に生地見本を提出した場合には自由化申告を行うことができませんのでご留意願います。

なお、輸出申告において自由化申告を行った後、税関の審査において生地見本の提出を求められた場合には、自由化申告を有効なものとして取り扱いますので、撤回等をする必要はありません。

(加工組立減税の手続の特例)

8—12 法第8条第1項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。

- (1) 令第23条第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記8—5(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。
- (2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。
 - イ 前記8—5(2)に規定する「附属書」(P—7710)
 - ロ 前記8—5(3)に規定する確認申告書（交付用）
 - ハ 法第8条第1項第1号及び第3号に掲げる製品の減税手続における前記8—5(5)イ及びロに規定する書類
 - ニ 法第8条第1項第2号に掲げる製品の減税手続における前記8—5(6)イ及びロに規定する書類
- (3) 加工組立減税に係る製品の課税価格を計算するために、関税法施行令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同令第4条の2第1項第10号若しくは第11号の規定に基づき、関税法基本通達7—8の個別申告書の提出を要する場合には、特例輸入者等に対して、当該製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を一覧表に適切に記載することを求めた上で、当該一覧表をもって同通達7—10に掲げる「課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類」が添付されたものと認める。

知的財産侵害物品差止件数が過去最多！

～平成29年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成29年の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が過去最多を記録

- ・ 輸入差止件数が5,833件（前年と比べて23.6%増加）と、過去最多を記録しました。
- ・ 新たに開始された国際郵便物サービス（国際eパケットライト）を利用した知的財産侵害物品の輸入の増加が影響しました。

仕出国（地域）別：中国からの知的財産侵害物品が全体の約9割

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の88.9%（5,184件）を占めました。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、韓国が大幅に減少し、中国が全体の85.0%（40,069点）を占めました。

知的財産別：イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止件数・点数が大幅に増加

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、輸入差止点数ともに最多ですが、前年と比べて、イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止件数が22倍（22件）、輸入差止点数が約461倍（7,829点）と、大幅に増加しました。

品目別：靴下などの衣類及びゴルフグリップなどの運動用具の輸入差止点数が大幅増加
健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品の差止めが引き続き散見

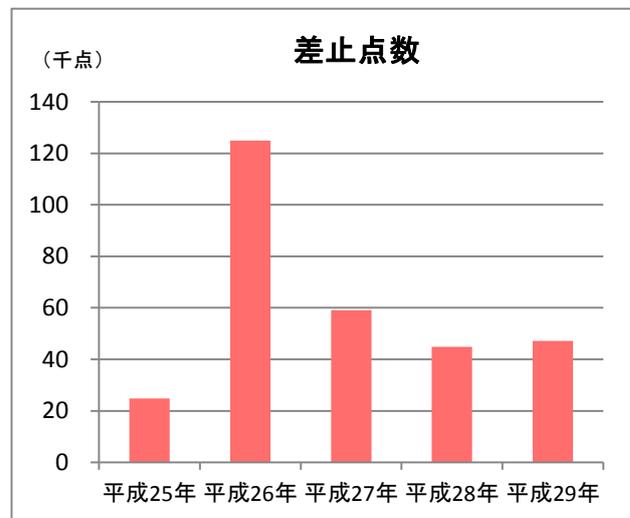
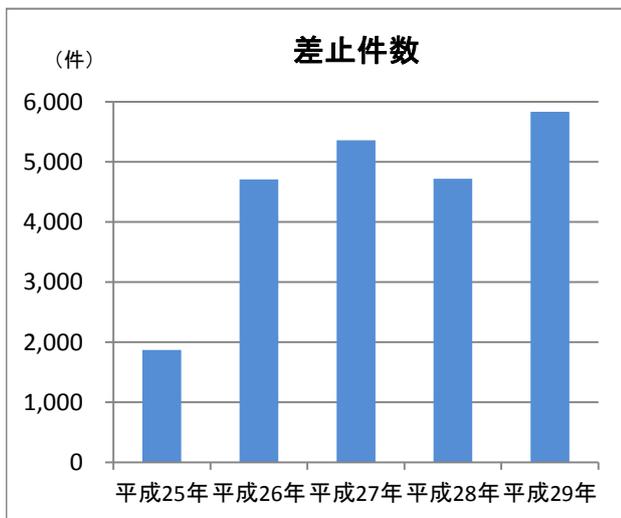
- ・ 品目別にみると、靴下などの衣類の輸入差止点数が前年と比べて約5.2倍（5,439点）、ゴルフグリップなどの運動用具が約3.8倍（2,936点）となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、美容用品、サンガラスなどの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

平成29年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- ◆ 輸入差止件数は5,833件（前年比23.6%増）で、過去最多を記録し、かつ4年連続で4,000件以上となっています。
- ◆ 輸入差止点数は47,160点（前年比5.0%増）となっています。
- ◆ 平均すると、「毎日16件、129点」の知的財産侵害物品の輸入を差し止めています。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
 例えば、1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件、20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



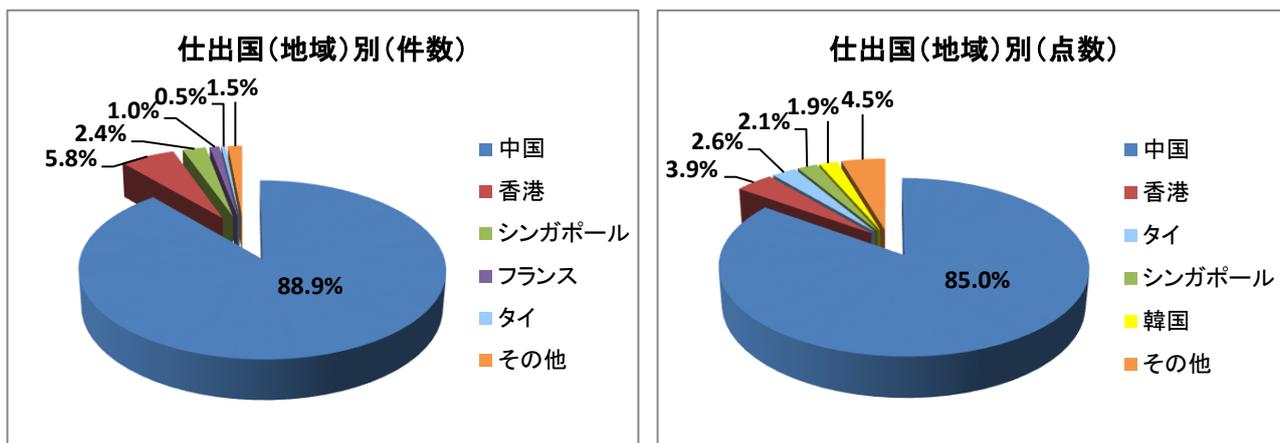
<参考：全国実績との比較>

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比
横浜実績	件数	1,870	4,710	5,360	4,720	5,833	123.6%
	点数	24,849	124,916	59,024	44,897	47,160	105.0%
全国実績	件数	28,135	32,060	29,274	26,034	30,627	117.6%
	点数	628,187	895,792	689,621	622,665	506,750	81.4%

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国仕出しが5,184件（構成比88.9%）、次いで香港が336件（同5.8%）、シンガポールが141件（同2.4%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国仕出しが40,069点（構成比85.0%）、次いで香港が1,859点（同3.9%）、タイが1,203点（同2.6%）となっており、前年第3位の韓国は第5位となっています。
- ◆ 中国は、全国でも横浜税関においても知的財産侵害物品の仕出国として最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

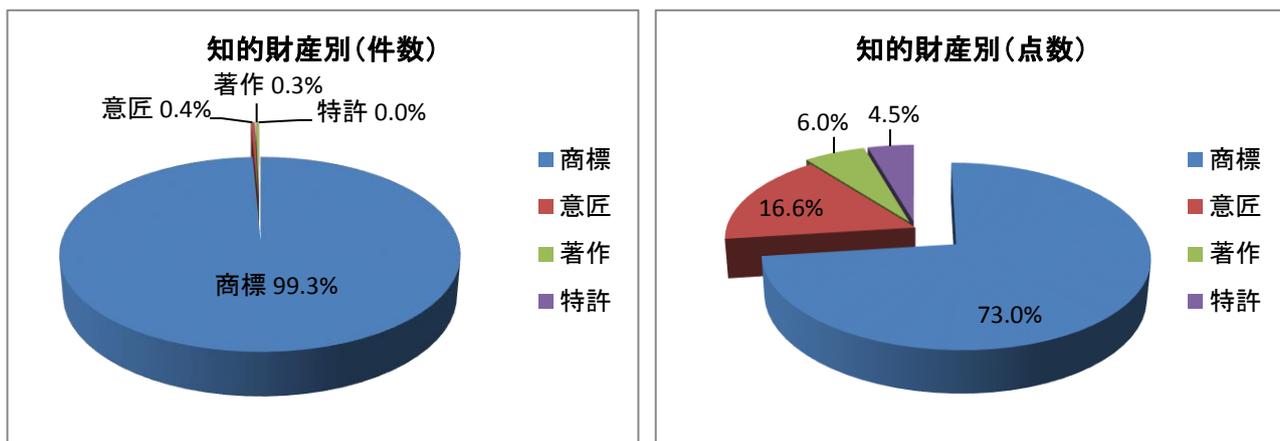


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が5,800件（構成比99.3%）、次いで意匠権侵害物品が22件（同0.4%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数も、商標権侵害物品が34,416点（構成比73.0%）と大半を占める傾向は変わらないものの、イヤホンなどの意匠権侵害物品が7,829点（同16.6%）と大幅に増加しています。

知的財産別輸入差止実績構成比



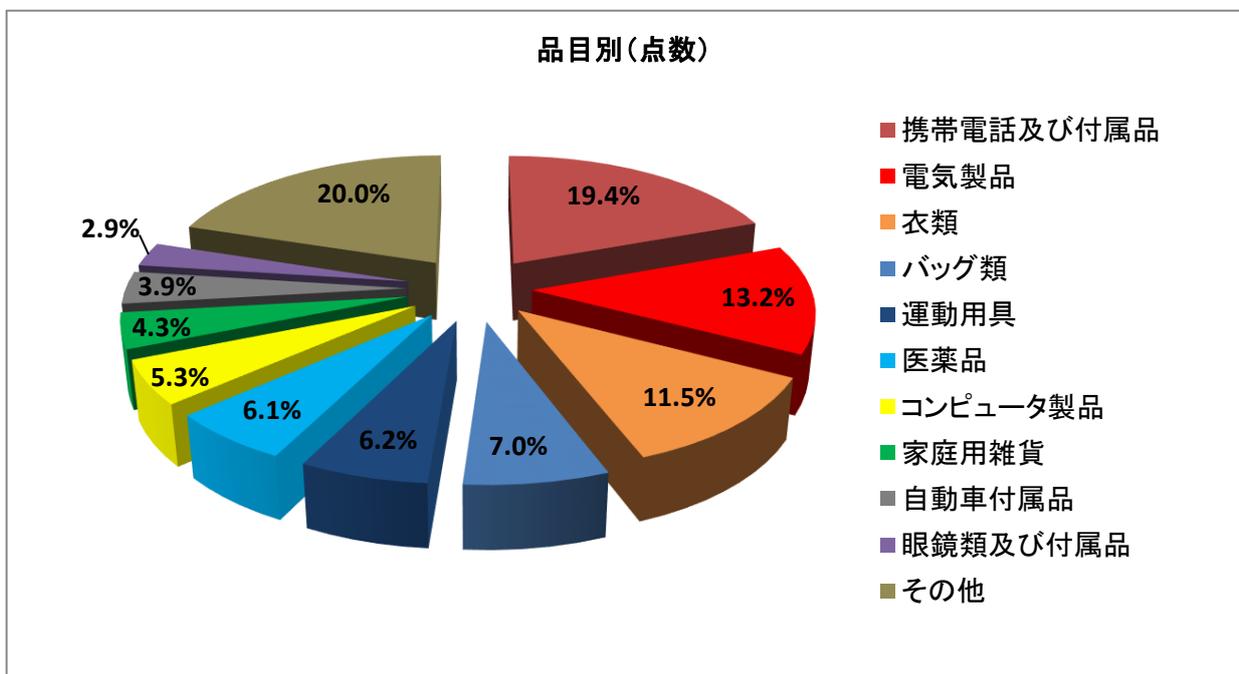
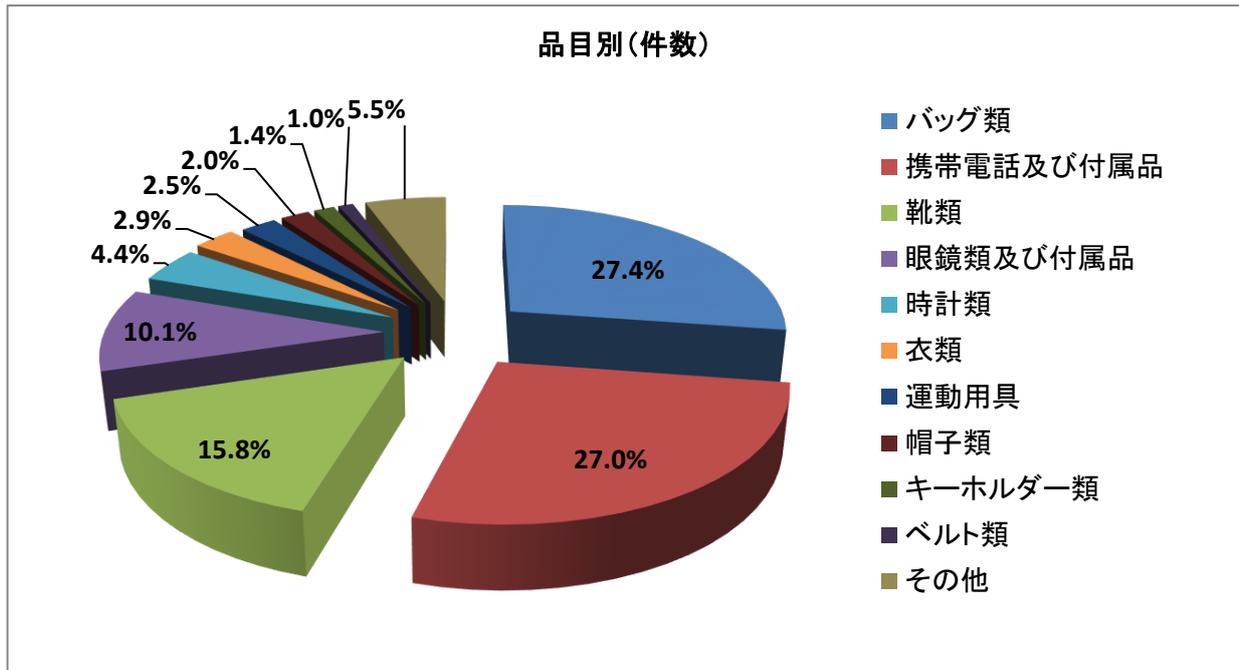
(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が1,675件（構成比27.4%）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が1,655件（同27.0%）、靴類が970件（同15.8%）となっています。
 - ◆ 輸入差止点数は、携帯電話及び付属品が9,157点（構成比19.4%）、次いで電気製品が6,245点（同13.2%）、衣類が5,439点（同11.5%）となっています。
- 前年と比べて、衣類（前年比約5.2倍）の輸入差止点数が大幅に増加したほか、運動用具（2,936点、同約3.8倍）やコンピュータ製品（2,505点、同約2.6倍）なども輸入差止点数が大幅に増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止件数が多い物品

<p>財布 (商標権)</p> 	<p>スマートフォンケース (商標権)</p> 	<p>ブーツ (商標権)</p> 
---	---	--

輸入差止点数が増加した物品

<p>靴下 (著作権)</p> 	<p>ゴルフグリップ (商標権)</p> 	<p>イヤホン (意匠権)</p> 
---	---	---

健康や安全を脅かす危険性のある物品

<p>医薬品 (商標権)</p> 	<p>美容用ローラー (意匠権)</p> 	<p>サングラス (商標権)</p> 
--	---	--

平成29年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
中国	1,559	3,926	4,668	4,179	5,184	124.0%	88.9%
香港	48	605	481	254	336	132.3%	5.8%
シンガポール	141	64	28	161	141	87.6%	2.4%
フランス	0	0	0	14	59	421.4%	1.0%
タイ	38	20	33	23	27	117.4%	0.5%
その他	84	95	150	89	86	96.6%	1.5%
合計	1,870	4,710	5,360	4,720	5,833	123.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(2)点数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
中国	21,434	65,783	45,786	36,292	40,069	110.4%	85.0%
香港	861	4,317	6,785	2,997	1,859	62.0%	3.9%
タイ	600	701	304	772	1,203	155.8%	2.6%
シンガポール	328	1,134	78	772	993	128.6%	2.1%
韓国	252	2,011	4,593	1,997	892	44.7%	1.9%
その他	1,374	50,970	1,478	2,067	2,144	103.7%	4.5%
合計	24,849	124,916	59,024	44,897	47,160	105.0%	100.0%

(注) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
特許権	0	0	0	2	1	50.0%	0.0%
	0	0	0	110	2,100	1909.1%	4.5%
意匠権	1	12	1	1	22	2200.0%	0.4%
	8	647	47	17	7,829	46052.9%	16.6%
商標権	1,832	4,611	5,358	4,710	5,800	123.1%	99.3%
	21,923	123,484	58,976	44,659	34,416	77.1%	73.0%
著作権	137	318	17	11	18	163.6%	0.3%
	2,897	687	0	111	2,815	2536.0%	6.0%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	14	79	1	0	0	—	—
	21	98	1	0	0	—	—
合計	1,870	4,710	5,360	4,720	5,833	123.6%	100.0%
	24,849	124,916	59,024	44,897	47,160	105.0%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・他人の商品の形態を模倣するもの
- ・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1) 件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
バッグ類	547	2,035	2,514	1,201	1,675	139.5%	27.4%
携帯電話及び付属品	140	681	693	2,005	1,655	82.5%	27.0%
靴類	184	712	1,032	782	970	124.0%	15.8%
眼鏡類及び付属品	307	354	246	124	620	500.0%	10.1%
時計類	46	110	231	100	267	267.0%	4.4%
衣類	394	265	225	113	177	156.6%	2.9%
運動用具	0	7	0	21	150	714.3%	2.5%
帽子類	25	69	100	52	120	230.8%	2.0%
キーホルダー類	34	91	132	56	86	153.6%	1.4%
ベルト類	43	89	59	36	63	175.0%	1.0%
その他	345	674	571	495	338	68.3%	5.5%
合計	1,870	4,710	5,360	4,720	5,833	123.6%	100.0%

(注) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(2) 点数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
携帯電話及び付属品	5,086	10,381	6,228	6,154	9,157	148.8%	19.4%
電気製品	466	175	15,915	3,249	6,245	192.2%	13.2%
衣類	7,349	4,532	2,732	1,055	5,439	515.5%	11.5%
バッグ類	2,035	5,116	8,640	5,577	3,307	59.3%	7.0%
運動用具	0	7	0	775	2,936	378.8%	6.2%
医薬品	155	403	2,780	2,849	2,872	100.8%	6.1%
コンピュータ製品	777	2,928	696	947	2,505	264.5%	5.3%
家庭用雑貨	175	471	315	771	2,028	263.0%	4.3%
自動車付属品	21	19	162	1,431	1,853	129.5%	3.9%
眼鏡類及び付属品	2,174	1,397	901	482	1,366	283.4%	2.9%
その他	6,611	99,487	20,655	21,607	9,452	43.7%	20.0%
合計	24,849	124,916	59,024	44,897	47,160	105.0%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	前年比	構成比
一般貨物	11	13	13	23	13	56.5%	0.2%
	3,875	52,785	14,983	8,571	14,593	170.3%	30.9%
郵便物	1,859	4,697	5,347	4,697	5,820	123.9%	99.8%
	20,974	72,131	44,041	36,326	32,567	89.7%	69.1%
合計	1,870	4,710	5,360	4,720	5,833	123.6%	100.0%
	24,849	124,916	59,024	44,897	47,160	105.0%	100.0%

5. 輸出差止実績

平成29年における輸出差止実績はありませんでした。

ニセモノなのは知っていた

後悔するなんて思わなかった

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

FAKE ZERO PROJECT

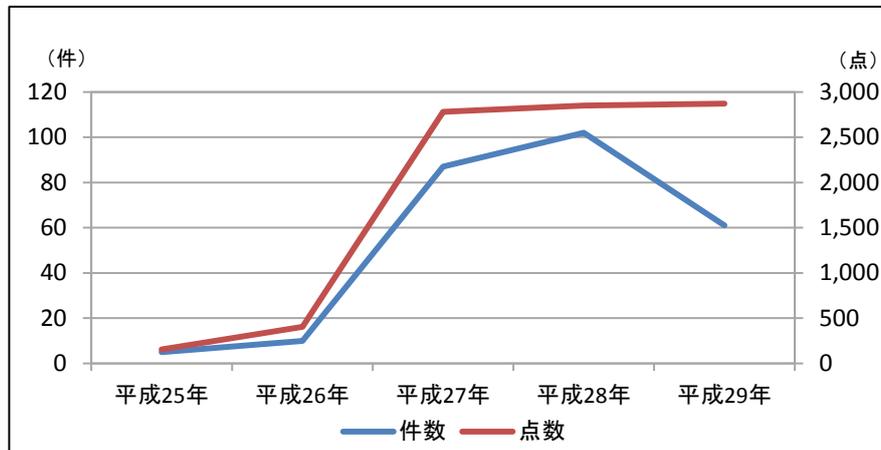
税関 Japan Customs

(参考)

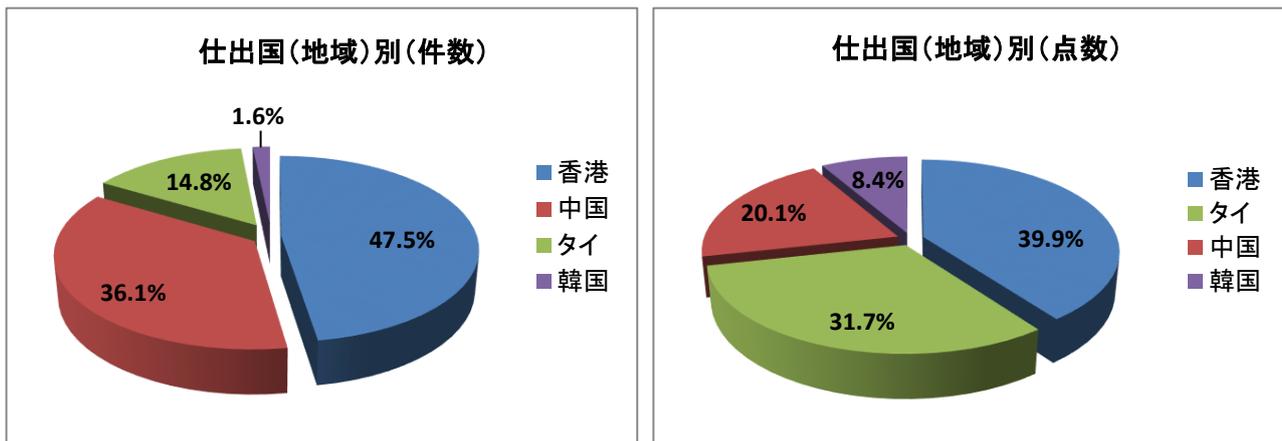
健康を脅かす危険性のある医薬品の輸入差止状況について

- ◆ 医薬品の輸入差止件数は61件（前年比40.2%減）で、輸入差止点数は2,872点（前年比0.8%増）と輸入差止件数は減少したものの、輸入差止点数は微増で年々増加傾向にあります。
- ◆ 仕出国（地域）別の輸入差止件数は、香港を仕出しとするものが29件（前年比59.2%減、構成比47.5%）、次いで中国が22件（前年比24.1%減、構成比36.1%）となっています。輸入差止点数についても、香港が1,145点（前年比32.3%減、構成比39.9%）で最も多く、次いでタイが909点（前年比51.5%増、構成比31.7%）となっています。

医薬品に係る輸入差止実績の推移



医薬品に係る仕出国（地域）別輸入差止実績構成比



(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

《 資料に関する問い合わせ先 》

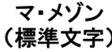
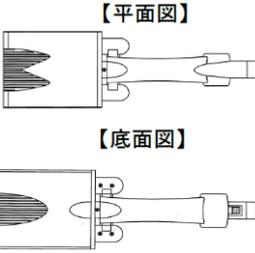
横浜税関 業務部 知的財産調査官
〒 231-8401 横浜市中区新港1-6-2(横浜第1港湾合同庁舎1階)
TEL 045-212-6116(直通)
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H30年2月～3月受理分)

【2月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	トレーニング機器用ジェルシート	「SIXPAD」の商標		株式会社MTG
商標	食器類	「マ・メゾン(標準文字)」の商標		株式会社ミスターボス
意匠	ヘアアイロン	「ヘアアイロン」に係る意匠		株式会社プランニング1
商標	かばん類	「MARGARET HOWELL、MHL」の商標		株式会社アングローバル
商標	トナー、トナーカートリッジ (充てんされたもの)、 印字用インクリボン	「OKI」の商標		沖電気工業株式会社
商標	時計	「HUBLOT」に係る商標		ウブロ ソシエテ アノニム、 ジュネーブ
商標	ティーシャツ、洋服類、下着、靴下・手袋・マフラー類、帽子、ヘアバンド、ベルト、かばん・財布類、靴類、サンダル類、傘、時計及びその部品・附属品、食器類、喫煙用具、キーホルダー、タオル、毛布、クッション、ぬいぐるみ人形、ハンドスピナー、シール及びステッカー、水筒、保安用ヘルメット、プラスチック製包装用袋、筆記用具、愛玩動物用被服、イス、敷物、衛生マスク、ポーチ・小物入れ、衣類用バッジ(貴金属製のものを除く。)、カード入れ	「Supreme」に係る商標		株式会社Supreme

【3月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	携帯電話用ケース、 携帯電話用付属品 (権利・品名・侵害理由追加)	「ヒステリックミニ」等の商標		株式会社オゾンコミュニティ

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
特許	紙おしぼり製造装置	「紙おしぼり製造装置」に係る特許	(イメージなし)	三和紙工株式会社
商標	かばん類・財布、靴類、洋服類、時計	「Christian Dior」等の商標	Christian Dior Dior	クリスチャン ディオール クチュール
商標	スマートフォンのケース、プレスレット、ティーシャツ	「BORUSSIA DORTMUND」等の商標	 BORUSSIA DORTMUND	ビービービー マーチャンダイジング ゲーエムベーハー
著作	スマートフォンケース、キーホルダー (品名・侵害理由追加)	絵本の著作物 「あんぱんまん(主人公)」「ばいきんまん」「カレーパンマン」「しょくぱんまん」「ドキンちゃん」		株式会社やなせスタジオ
商標	履物	「VANS」等の商標	VANS(標準文字) 	バンズ インコーポレイテッド



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs